

長崎市民間建築物耐震化推進事業の概要

地震による建築物の倒壊による被害を軽減するため、民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の一部を助成します。(耐震改修設計及び工事に要する費用の助成はありません。)

※本補助制度につきましては、「長崎市暴力団排除条例」の制定に伴い、申請者が暴力団員か暴力団関係者の場合は受け付けることができません。

耐震診断費に係る助成

(1) 対象建築物：昭和56年5月31日以前に建築された民間の特定既存耐震不適格建築物で次に該当するもの（特定既存耐震不適格建築物の要件一覧P5～8参照）

- ① 多数の者が利用する建築物
 - ・ 病院、店舗、事務所などは、階数3以上かつ1,000㎡以上
 - ・ 老人ホームなどは、階数2以上かつ1,000㎡以上
 - ・ 幼稚園、保育所は、階数2以上かつ500㎡以上など
- ② 火薬類、石油類等の貯蔵場又は処理場の用途の建築物
- ③ 地震災害時に緊急車両の通行を確保すべき緊急輸送道路沿道の建築物

(2) 対象者：補助対象建築物の所有者等

(3) 補助額：耐震診断費（消費税及び地方消費税を除く）の2/3

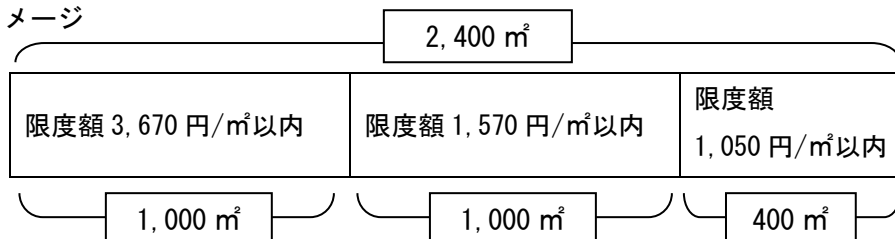
（上限：160万円 1,000円未満切捨て）

※上記(1)③に該当する場合（要件一覧P7～8）は、上限：240万円 1,000円未満切捨て

ただし、耐震診断費は、次に定める額が限度となります。

- ① 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内
- ② 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内
- ③ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内

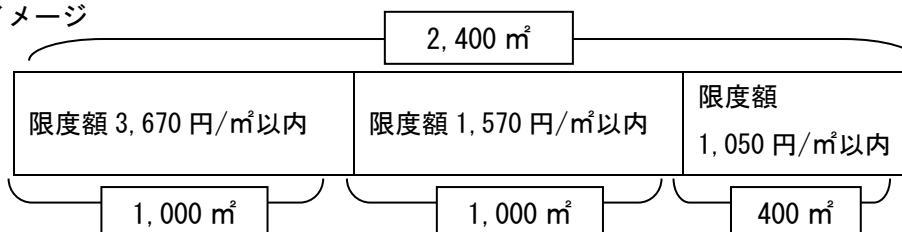
例1 2,400㎡の特定既存耐震不適格建築物（緊急輸送道路沿道建築物非該当）で230万円の診断費がかかる場合
 $1,000\text{㎡} \times 3,670\text{円/㎡} + 1,000\text{㎡} \times 1,570\text{円/㎡} + 400\text{㎡} \times 1,050\text{円/㎡} = 5,660,000\text{円}$
 イメージ



よって、実際の診断費は230万円で、上記による面積限度額より少ないので230万円が補助対象額となります。補助額は診断費の2/3の額で153万3,000円となり、上限額の160万円以内ですので補助額は153万3,000円となります。

例2 2,400㎡の緊急輸送道路沿道建築物で600万円の診断費がかかる場合
 $1,000\text{㎡} \times 3,670\text{円/㎡} + 1,000\text{㎡} \times 1,570\text{円/㎡} + 400\text{㎡} \times 1,050\text{円/㎡} = 5,660,000\text{円}$

イメージ



よって、実際の診断費は600万円だが、上記により566万円が補助対象額となります。補助額は診断費の2/3の額で377万3,000円ですが、緊急輸送道路沿道建築物ですので上限が240万円となり、実際の補助額は240万円となります。

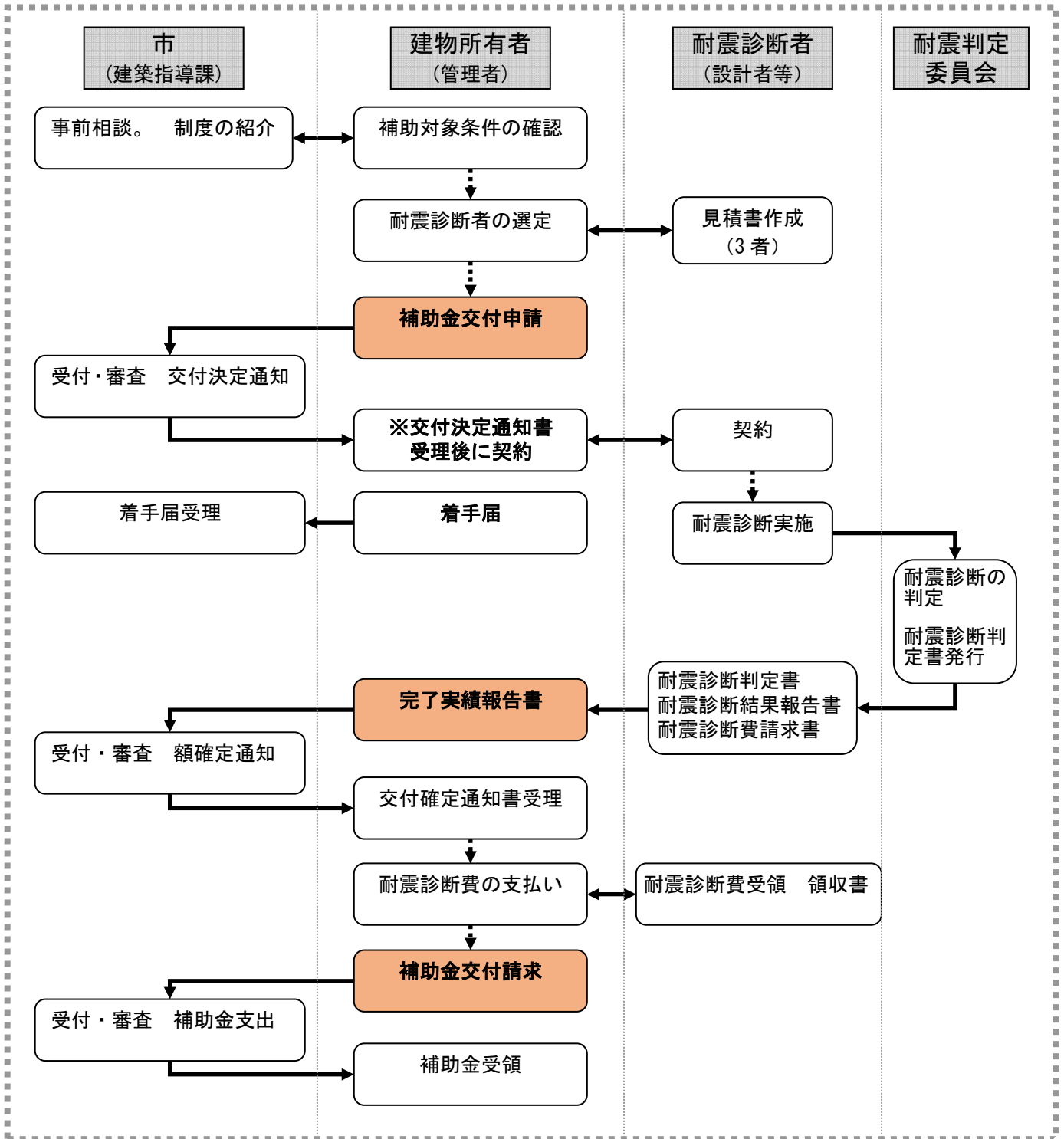
※助成額は、耐震診断費と面積限度額の少ない額の2/3になります。

○耐震診断の方法 → 耐震診断者※1が、耐震改修促進法第4条第1項の規定により定められた方法による診断を行い、耐震判定委員会※2が判定を行ったもの

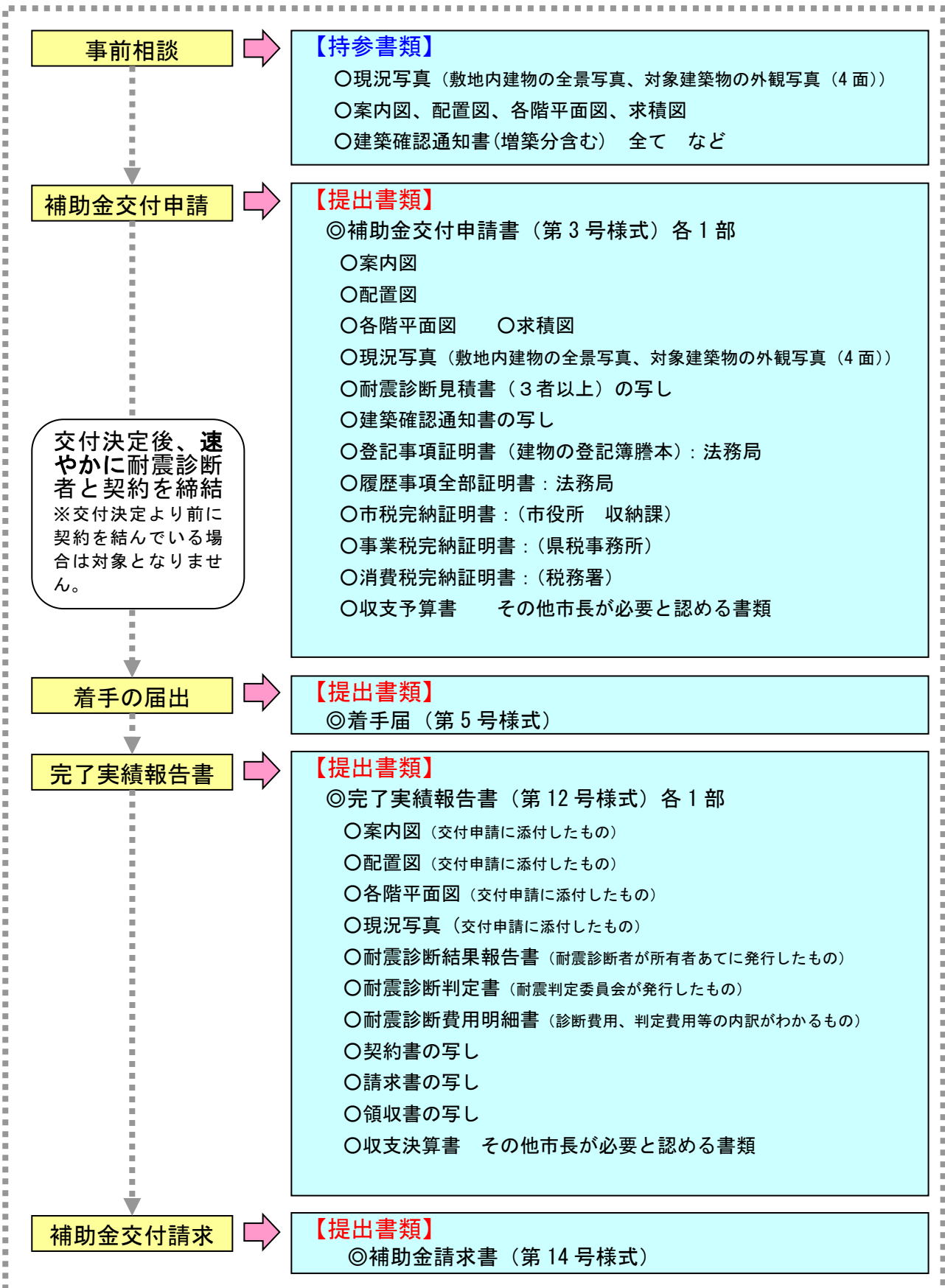
※1 耐震診断者:耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する者

※2 耐震判定委員会:既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会をいう。

《耐震診断フロー》



《耐震診断の提出書類の概要》



注）補助金交付申請の内容に変更がある場合は、変更申請が必要です。

【お問合せ先】長崎市建築指導課 指導係 電話 095-829-1174

1. 特定既存耐震不適格建築物の要件一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件（法第14条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		
緊急輸送道路沿道建築物		敷地が緊急輸送道路に接する建築物で高さ要件に該当する建築物（P6～7参照）

2. 特定既存耐震不適格建築物の要件【危険物の貯蔵場又は処理場】

特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 14 条第 2 号)				
令 7 条 2 項	危険物の種類		危険物の数量	
1 号	火 薬 類	イ 火薬	10 t 以上	
		ロ 爆薬	5 t 以上	
		ハ 工業雷管、電気雷管、信号雷管	50 万個以上	
		ニ 銃用雷管	500 万個以上	
		ホ 実包、空包、信管、火管、電気導火線	5 万個以上	
		ヘ 導爆線、導火線	500 km以上	
		ト 信号炎管、信号火箭、煙火	2 t 以上	
		チ	その他の火薬を使用した火工品	10 t 以上
			その他の爆薬を使用した火工品	5 t 以上
2 号	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる類、品名、性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の 10 倍の数量以上	
3 号	危険物の規制に関する法律別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類		30 t 以上	
4 号	危険物の規制に関する法律別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類		20 m ³ 以上	
5 号	マッチ		300 マッチトン以上	
6 号	可燃性のガス（第 7 号及び第 8 号を除く。）		2 万 m ³ 以上	
7 号	圧縮ガス		20 万 m ³ 以上	
8 号	液化ガス		2,000 t 以上	
9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20 t 以上	
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）		200 t 以上	

3. 特定既存耐震不適格建築物の要件【緊急輸送道路沿道建築物】

(1) 緊急輸送道路

長崎県地域防災計画の「緊急輸送道路ネットワーク計画」で定められた道路



(2) 長崎市内の緊急輸送道路一覧表

一次緊急輸送道路		二次緊急輸送道路	
道路種別	道路名称	道路種別	道路名称
高速自動車道	九州横断自動車道長崎大分線	一般国道	324号
一般国道	34号	一般国道	499号
一般国道	202号	主要地方道	香焼江川線
一般国道	206号	主要地方道	野母崎宿線
一般国道	251号	主要地方道	東長崎長与線
一般国道	324号	主要地方道	長崎南環状線
一般国道	499号	主要地方道	神ノ浦港長浦線
主要地方道	東長崎長与線	一般県道	長崎漁港村松線
主要地方道	長崎南環状線	一般県道	奥ノ平時津線
一般県道	長崎式見港線	一般県道	深堀三和線
一般県道	長与大橋町線	一般県道	伊王島香焼線
一般県道	昭和馬町線	その他道路	臨港道路
一般県道	小ヶ倉田上線		
その他道路	臨港道路		

(3) 緊急輸送道路沿道建築物の高さ要件

高さ要件	特定既存不適格建築物の要件 (法第14条第3号)
令4条	<p>そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員に応じて、定められる距離を加えたものを超える建築物</p> <p>①前面道路幅員が12mを超える場合 幅員の1/2の高さを超える建築物</p> <p>②前面道路幅員が12m以下の場合 6mの高さを超える建築物</p>